

令和8年度外部専門人材活用に係る支援業務委託に係る
企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月28日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市が外部専門人材を活用するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託名 | 令和8年度外部専門人材活用に係る支援業務委託（以下「本業務」という。） |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書（案）を参照のこと。 |
| (3) 委託期間 | 契約日から令和9年3月31日（水）まで |
| (4) 概算予算額 | 総額1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内 |
| (5) 支払条件 | 完了後払い |
| (6) 契約保証金 | 契約金額の10／100以上の額 本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。 |

3 参加資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録のあること。現在、有資格者名簿に登録のない者も参加申請書及び企画提案書を

提出することができるが、参加申請書及び企画提案書の提出と併せて別表に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登録されている者と同等であることの認定を受けること。

- (4) 参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けていること。

4 日程及び期限（予定）

| 内容 | 日程・期限 |
|-----------------|--|
| 仕様書（案）等の交付 | 公示日～令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時 15 分 |
| 仕様書（案）等に関する質問受付 | 令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 5 時 15 分まで |
| 仕様書（案）等に関する質問回答 | 令和 8 年 2 月 25 日（水）午後 5 時 15 分までに掲載予定 |
| 参加申請書・企画提案書の提出 | 令和 8 年 3 月 2 日（月） ～令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時 15 分必着 |
| ヒアリングの実施 | 令和 8 年 3 月 12 日（木）（予定） |
| 審査結果の通知 | 令和 8 年 3 月 18 日（水）（予定） |

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）からダウンロードすること。

【ホームページアドレス】

[https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html)

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付ける。ただし、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

質問票【様式 3】を電子メールで岡山市政策局政策部政策企画課へ提出すること。なお、送信後は、必ず電話により電子メール着信の確認を行うこと。

【電子メールアドレス】seisakukikaku@city.okayama.jp

【直通電話番号】086-803-1043

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）へ回答を掲載する。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

岡山市政策局政策部政策企画課あてに持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は封筒に「令和8年度外部専門人材活用に係る支援業務委託 参加申請書・企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(2) 提出書類

①企画競争参加申請書【様式1】 1部

②企画提案書【様式2】

・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）

・社名、代表者印のないもの5部（副本）

・副本の電子ファイル

※PDFファイル等の電子データをUSBメモリ等に記録したものにすること。

③見積書

・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）

・社名、代表者印のないもの5部（副本）

・副本の電子ファイル

※PDFファイル等の電子データをUSBメモリ等に記録したものにすること。

なお、②企画提案書の副本とUSBメモリを分ける必要はない。

④参加資格確認書類 1部

・有料職業紹介事業許可証の写し

・有資格者名簿に登録されている者と同等であると認定を受けるための書類（有資格者名簿に登録のない者のみ）

(3) 注意事項

①企画競争参加申請書【様式1】には、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を記入すること。

②仕様書（案）等への質問に対する回答を確認のうえ、提出すること。

③企画提案書【様式2】は、表紙を含めて20ページ以内とし、提案者が判別できるような記載（会社名・部署名等）をしないこと。

④見積書については、本事業の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、見積総額として合計金額を明記すること。

⑤提出する提案書は、提案者ごとに1案のみとする。

⑥提出期限までに書類を提出しなかった提案者は、いかなる理由があっても特定されない。

⑦提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

- ⑧提出書類は原則としてA4版両面使用・縦置き横書き・左綴じとすること。ただし、説明のためやむをえない場合、A3版横折に一部変更することは差し支えないものとする。
- ⑨提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式4】を提出すること。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式4】を提出すること。
- ⑩取り下げ願い書【様式4】提出後の本企画競争への参加は認めない。
- ⑪提出するUSBメモリ等については、すべてウイルスチェック対策ソフトにより検査したうえで、提出すること。提出物が提出時点でウイルス感染していることにより、岡山市又は第三者が損害を受けた場合は、すべて提出者の責任と負担により、現状回復、その他賠償等について対応すること。

8 企画提案書記載内容

- ① 提案者が保有する求人サイト・プラットフォーム等における副業・兼業人材登録者数について、具体的な人数を記載すること。また、求人サイト・プラットフォーム等を保有していない場合は、その他の手段を用いて、副業・兼業人材の募集活動が可能であることを具体的に説明すること。
- ② 類似業務の受託実績について記載すること。実績については、令和8年度に岡山市が人材募集を予定している「アリーナ整備支援」分野に類するものであることが望ましいが、受託実績がない場合は、官民連携による公共施設の整備やまちづくり等、「アリーナ整備支援」分野と関連する業務の受託実績を記載すること。
- ③ 仕様書（案）11（1）実施計画の作成・管理について、本委託業務に係る契約締結後、人材の採用に至るまでのスケジュールを示すこと。
- ④ 仕様書（案）11（2）募集要件定義・求人票作成について、令和8年度に募集を予定している「アリーナ整備分野」における「求められる人材像」を定義するとともに、ターゲットに効果的に訴求する求人票を作成するため、どのような工夫が可能かを説明すること。
- ⑤ 仕様書（案）11（4）求人の周知・広報について、求人の周知・広報を行う際に提案者が使用するツールを示すとともに、より多くの人材に岡山市の求人を届けるために工夫する点を説明すること。
- ⑥ 仕様書（案）11（5）選考支援について、応募者が岡山市の求める人材像と合致するかを見極めるため、どのような着眼点で審査を行うかと記載すること。
- ⑦ 仕様書11（7）人材活用後の支援について、採用した人材のパフォーマンスが岡山市の求める水準に達していなかった場合、どのような対応を取るか説明すること。

9 特定方法等

（1）審査体制

本市が設置する「外部専門人材活用に係る支援業務委託企画競争審査委員会」(以下「委員会」という。)で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類の審査及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ②委員会は、評価基準を基に100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
- ③審査の結果、得点が同点となり最適な提案者が特定できない場合は、「(4) 評価基準の「企画」の合計点が最も高い提案者を最適な提案者とする。
- ④③の結果、得点が同点となり最適な提案者が特定できない場合は、くじ引きにより最適な提案者を特定する。

(3) ヒアリングの実施

- ①ヒアリングの詳細な日時、場所については別途通知する。
- ②ヒアリングの出席者は3名以内とし、説明者は本業務の担当者とする。
- ③ヒアリングは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、資料の追加及びモニター・プロジェクター等の機器を用いての説明は認めない。
- ④提案者の発表時間は15分以内とする。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

なお、合計点が60点を下回った場合は、最適な提案者として特定しない。

(5) 提案者の失格

契約の締結までに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは特定しなかったことを書面で通知する。

10 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、「9 特定方法等（5）提案者の失格」に掲げる失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

1.1 留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出、並びにヒアリングの実施等、本企画競争への参加に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、事業受託者の選定以外には使用しないものとする。
- (3) 特定しなかった提案者の提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、「岡山市契約規則」及び「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」に定めるところによる。
- (9) 令和8年2月定例市議会において、本業務に係る令和8年度当初予算の議決が得られないとき又はその予算の執行の承認が得られないときは、契約を締結しない。なお、その場合の提案者における損害については、岡山市は一切負担しない。

| |
|--|
| <p>【提出先・問い合わせ先】 岡山市政策局政策部政策企画課（岡山市役所本庁舎5階） 担当：長瀬 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 電話：(086) 803-1043 FAX：(086) 803-1732 電子メール：seisakukikaku@city.okayama.jp</p> |
|--|